

北塩原村若者定住住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村は、本村に居住している若者の定住促進による地域の活性化を図り、もって人口減少対策と地方創生の実現に寄与するため、本村に定住するため自ら居住する住宅を取得するのに要する費用に対し、北塩原村補助金等の交付等に関する規則（昭和62年北塩原村規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準日 住宅取得に係る契約日をいう。
- (2) 取得 住宅を自己の居住の用に供するため、適正な対価を支払って住宅を新築すること、又は建売販売住宅又は中古住宅を購入し、不動産登記法第3条第1号の所有権保存登記を完了したものをいう。
- (3) 若者 基準日において満45歳未満である者又は同一世帯に義務教育終了前の子供のいる者をいう。
- (4) 住宅 専ら自己の居住の用に供する家屋で、玄関、居室、浴室、便所、台所その他居住に必要な機能を備えるものをいう。ただし、併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の延べ床面積が建物全体の延べ床面積の2分の1以上あるものをいう。
- (5) 新築 住宅が建っていない敷地、若しくは建築物を除去した後更地となった状態の敷地に建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令において適法な住宅を建てることをいう。
- (6) 中古住宅 自己の居住の用に供する中古住宅をいう。
- (7) 村内建築事業者 本村内に本店又は支店を有する法人若しくは本村内に主たる事業所を有する個人の建築事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、基準日以前において本村に住所を有する若者で、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 新築又は中古住宅を取得した若者であること。
- (2) 取得した住宅が共有名義の場合は、若者の持分が2分の1以上であること。
- (3) 取得した住宅に5年以上居住する意思があること。
- (4) 補助金の交付決定後1年以内までに、取得した住宅の所在する行政区に加入すること。
- (5) 補助対象者の世帯内に扶養する子供がいる場合、学校は村内の小中学校に通うこと（ただし特別な事情がある場合は除く）。
- (6) 補助対象者及び同居の親族に税金等の滞納がないこと。
- (7) 補助対象者及び同居の親族に暴力団員がいないこと。

2 前項の規定に関わらず、所有する住宅が公共事業のために収用され、当該収用に伴い新築住宅を取得した場合は、補助対象者としな

3 2人以上の補助対象者がある場合は、補助金の交付を申請することができる者は、そのうちの1人とする。

（補助対象住宅）

第4条 補助の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 村内に所在していること。
- (2) 相続、贈与等により対価を伴わずに取得したものでないこと。
- (3) 建築基準法等の関係法令に適合していること。
- (4) 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された中古住宅を取得する場合、耐震診断を実施済み、または補助金の交付が完了した年度内に実施予定であること。
- (5) 令和6年1月1日以降に取得した住宅であること。
- (6) 三親等以内の親族から取得したものでないこと。
- (7) 別荘その他の一時的な利用に供するものではないこと。

(対象となる経費)

第5条 補助の対象となる経費は、住宅取得に要した経費とし、次の経費を除いたものとする。ただし、取得した住宅が共有名義の場合は、若者の持分にかかる経費に限る。

(1) 土地取得費

(2) 外構工事等に要する経費

(3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費

(補助金の交付額等)

第6条 補助率、補助基本額及び加算額は別表第1に掲げるとおりとする。

2 この補助金の交付は、同一補助対象者につき1回限りとする。

(交付申請の期限)

第7条 補助対象住宅の基準日から起算して、1年以内を交付申請の期限とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類の提出をもって申請するものとする。

(1) 北塩原村若者定住住宅取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 別表第2に掲げる書類

(補助金の交付決定)

第9条 村長は、前条の規定による申請を受理した時は、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定した上で、北塩原村若者定住住宅取得支援事業補助金交付指令書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付指令を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、北塩原村若者定住住宅取得支援事業補助金請求書(様式第3号)を速やかに村長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 村長は、前条の請求書を受理した時は、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求に基づき補助金を交付するものとする。

(状況報告)

第12条 村長は、必要があると認めるときは、第9条の通知を受けた者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助対象住宅の基準日から起算して10年の期間について、正当な理由なく住宅を処分(売却等)してはならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第14条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助金の返還を命じることができる。

- (1) 申請書その他の書類の内容に虚偽の記載があったとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 第12条による状況報告がないとき
- (4) 第13条による制限に違反したとき
- (5) その他、村長が不相当と認めたとき

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年12月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

補助金の交付額等を次のとおり定める。

対象経費	補助率	補助基本額	子育て加算額	村内建築事業者加算額
新築又は中古住宅の住宅取得に要した経費	1 / 2 以内	100万円	10万円	10万円

※「子育て加算額」は、世帯内に義務教育終了前の子供がいること。

※「村内建築事業者加算額」は、村内建築事業者が施工した住宅であること。

※加算後の補助金額の合計は、対象経費の2分の1以内の額とする。

※取得した住宅が共有名義の場合は、若者の持分にかかる経費に限る。

別表第2（第8条関係）

補助金の申請に必要な添付書類を次のとおり定める。

添付書類
① 補助対象住宅の位置図
② 補助対象住宅の平面図
③ 補助対象住宅の現況写真（家屋の前後左右1枚ずつ）
④ 工事契約書等（住宅取得費用の内訳が分かるもの）の写し
⑤ 住宅取得時の請求書類
⑥ 住宅取得時の支払い書類（領収書、払込書の写し）
⑦ 補助対象住宅の登記簿謄本 ※3ヶ月以内に取得したもの
⑧ 補助対象者の身分証明書（運転免許証など）の写し
⑨ 住民票の写し ※3ヶ月以内に取得したもの、世帯全員が記載されているもの
⑩ 村税等納付状況調査同意書（様式第4号） ※課税されている世帯員全員分の納付状況を調査することに同意するもの。
⑪ 補助金振込先の通帳の写し
⑫ 誓約書（様式第5号）
⑬ 耐震診断の結果（昭和56年以前に建築された中古住宅の場合）